

# 「成年後見制度について」



社会福祉法人 唐津市社会福祉協議会  
ステップ・ボランティアセンター

# 本日のお話の流れ

**1.成年後見制度とは**

**2.成年後見制度の種類**

**3.成年後見制度の支援の内容**

**4.成年後見制度の相談先**

# 成年後見制度とは？



・**認知症、知的障害、精神障害など**によって**物事を判断する能力が十分ではない方**(本人:被後見人等)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

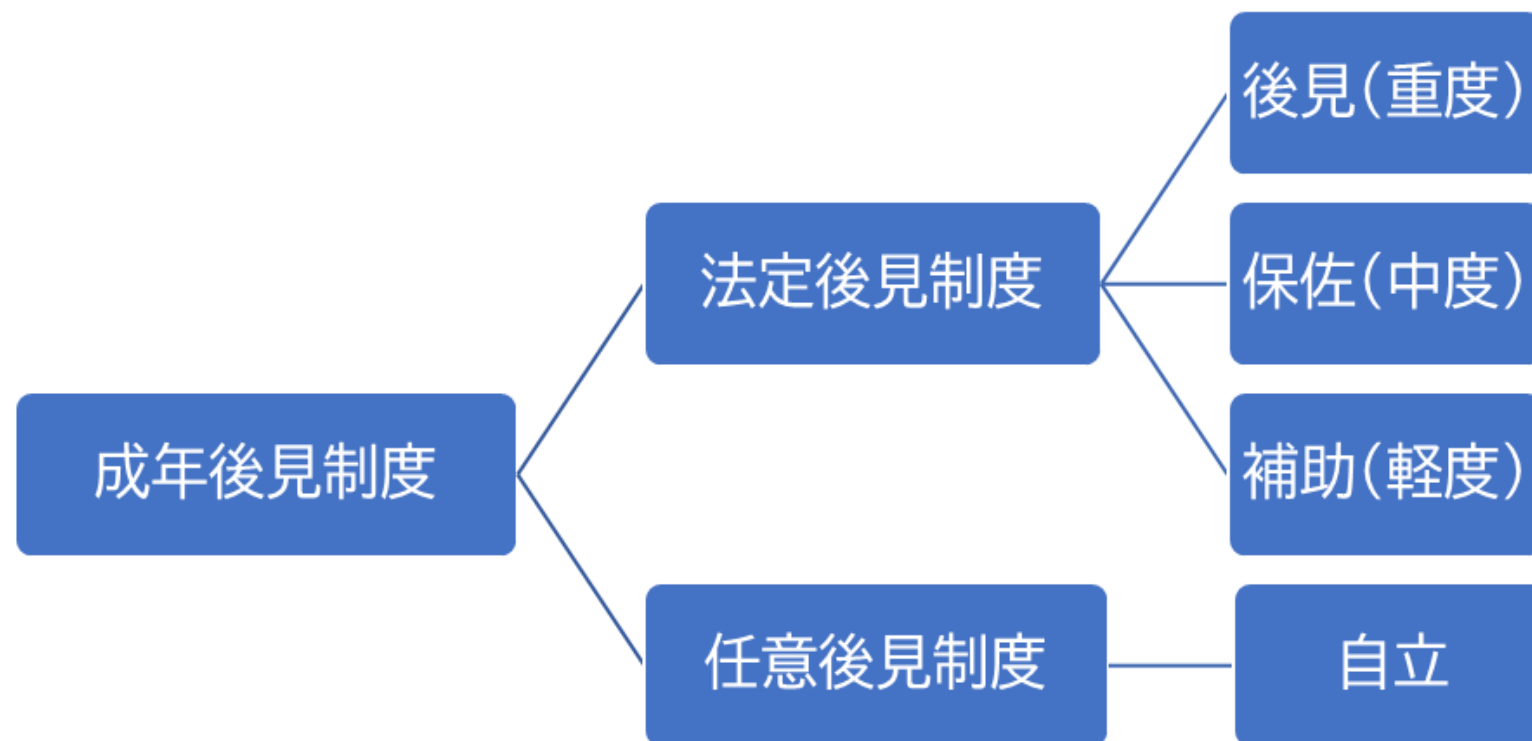
・本人の判断能力(意思疎通や理解力、会話力など)に応じて、家庭裁判所に申し立てを行い、**類型が決まる。**



# 成年後見制度の種類



法定後見制度と任意後見制度の大きく**2種類**に分けられる



## ①法定後見制度



- ・本人の判断能力が**不十分な状態になってから**利用をする  
本人の状態(判断能力の状態)に応じて、後見(重度)、保佐(中度)、補助(軽度)に分類される。

## ②任意後見制度



- ・本人が**判断能力のある間に判断能力が不十分な状態になることに備えて**、任意後見人になる予定の者(支援者)を決めておき、本人の判断能力が不十分になった場合に任意後見人(支援者)に権限を与えるもの

# Q1.どのような支援をするのですか？



原則として、本人の意思を尊重しながら、

## ①財産管理

・本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することもあります。

## ②身上保護

・本人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行います。



成年後見人には下記の**2つの権限**が付与されます

## ①代理権

- ・本人に代わって**契約を締結**したりする  
(福祉サービスや公共料金使用に係る契約など)



## ②取消権

- ・本人の行った**法律行為の取り消し**  
(悪徳商法による詐欺被害等からの救済など)



# 成年後見活用例

## 事例

本人は夫と生活をしていたが、数年前に他界。息子は就職を機に東京在住。本人は、自宅で生活をしていたが、認知症の診断がつき、在宅での生活が難しくなった。施設入所の必要性があるが、本人には契約能力がなく、息子は遠方で定期的な支援は見込めない。

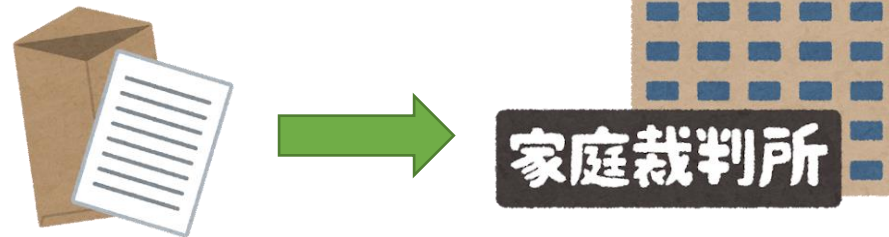
そのような中、施設入所契約を行う、法的代理人が必要となり、成年後見制度を申立て、本人の施設入所契約行為や、支払いなどを行うようになった。

結果、本人は施設入所が行う事が出来、施設利用料の支払い等も成年後見人が支援してくれるようになった。



## Q2.どのような手続きが必要ですか？

- ・**佐賀家庭裁判所唐津支部**(大手口)に関係書類(戸籍、住民票、診断書など)を集めて提出(申立て)



- ・申立ては、本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長が  
できます

(知人や友人など誰でも申し立てができるわけではありません。法律で決まっています。)

## 申立ての費用

- ・申立て手数料：収入印紙800円分
- ・登記手数料：収入印紙2,600円分
- ・住民票・戸籍・診断書等の取得料
- ・その他(連絡用の郵便切手代、鑑定命令が出た場合は鑑定料など)



## 利用開始までの期間

- ・早くても1～2か月、長ければ4か月程度かかります。

## Q3.誰が後見人(支援者)になるのですか。?

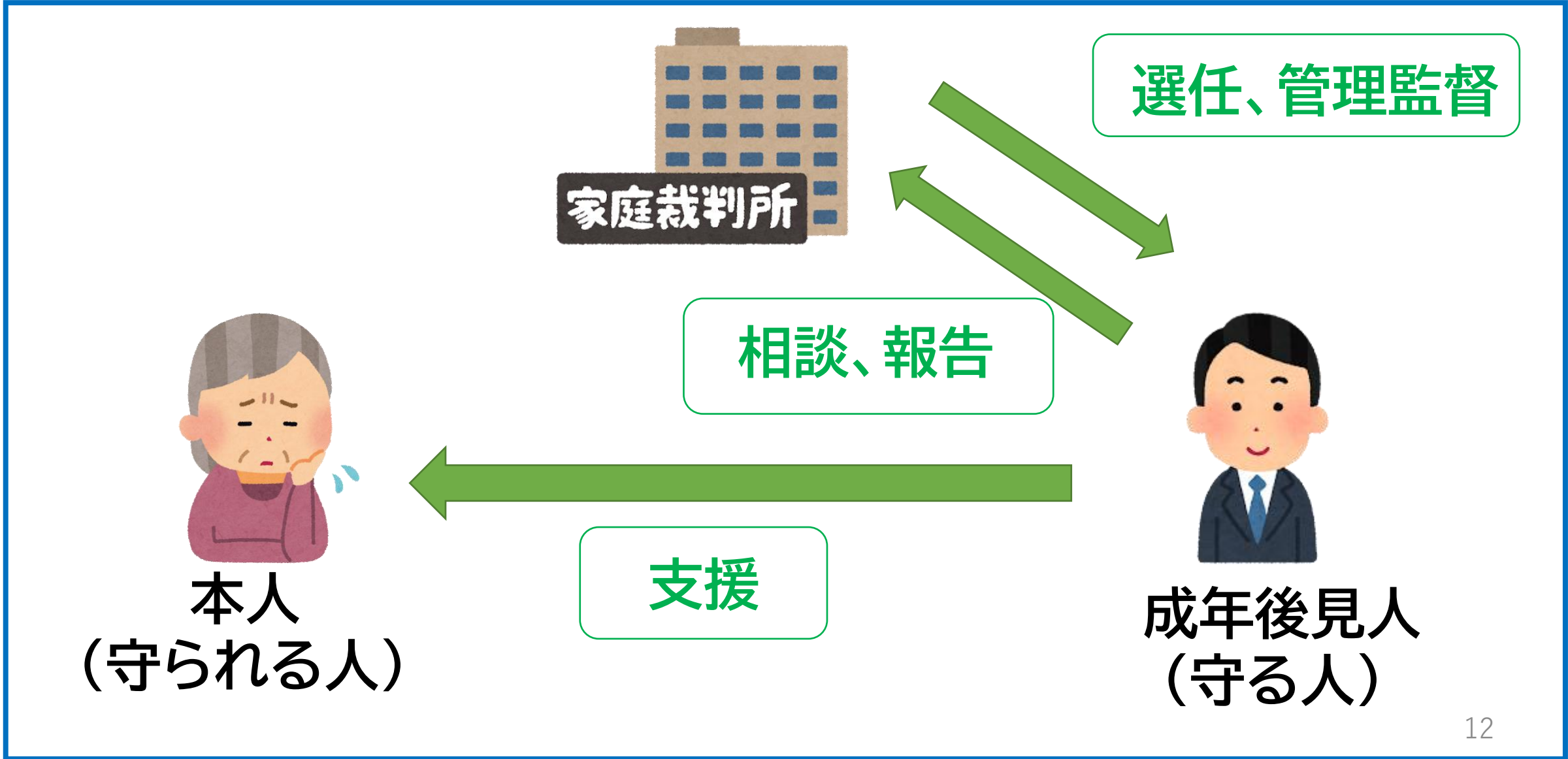
・基本的には、本人に関する情報を記載した書類を提出するので、それを**家庭裁判所が調査・審問**(面談、聞き取り調査)をして決定します(審判)

例えば…

- ・親族
- ・**専門職**(弁護士・司法書士・社会福祉士)
- ・**福祉関係の法人**(社会福祉協議会・社会福祉士会など)



# 成年後見のサポートのイメージ



## Q4.利用料はどのくらいかかりますか？

家庭裁判所が、**利用者本人の預貯金額に応じて**金額を決定します。

## Q5.お金が無いと利用できないのですか？

**生活保護の方でも利用できます**。市役所に申請して報酬助成をしてもらえる制度があります。

## Q6.成年後見人等ができることは何ですか？

- ・本人が福祉サービスの内容が理解出来ない場合、**本人に代わって契約**をする。  
(施設への入居、病院の入院時の手続きのお手伝い)
- ・**預貯金や不動産の管理**
- ・**福祉サービス利用料、医療費、公共料金等の支払い**
- ・行政等への手続き
- ・定期的な訪問や状況確認



## Q7.成年後見人が基本的にできない事はありますか？

- 病院、施設に入所する場合の身元引受契約、身元保証契約
- 医療行為への同意、承認等の代理
- 本人を強制的に入院、入所させる
- 本人死去後の行為：葬儀、家財の整理、相続手続きなど
- 毎日のように訪問したり、話し相手になる
- 事実行為：買い物、洗濯、炊事、介助など  
⇒こういったことは、ヘルパーなどの福祉サービスを利用します。



## Q8.成年後見制度について相談したいときはどこに相談したらいいですか？

- ・成年後見制度利用に関する**中核機関**  
**唐津市社会福祉協議会 ステップ・ボランティアセンター**  
TEL:**0955-70-2336**
- ・唐津市地域包括支援センター  
TEL:0955-72-9191
- ・唐津市障がい者支援課  
TEL:0955-72-9150



## 最後に

成年後見制度利用に関しては、なによりも、**本人の意向が大切です。**

また、成年後見制度には、**メリット**(契約行為を代理で行ったり、不要な契約を取り消す)、**デメリット**(原則、本人が他界するまで利用をすることや、報酬が発生する)があります。

成年後見制度は、あくまでも手段の1つにしか過ぎないので、**成年後見制度を利用する目的や利用をするタイミングを見極めることが大切です。**